

令和8年度（2026年度）熊本県国保ヘルスアップ支援事業 （予防・健康づくり普及啓発）業務委託に係る企画コンペ実施要領

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本県国保ヘルスアップ支援事業（予防・健康づくり普及啓発）業務委託

2 目的

人生100年時代を迎えるに当たって、県民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう「健康寿命」の延伸を目指した健康づくりの取組みを積極的に進めるために、市町村国民健康保険者が実施する保健事業を支援していく必要がある。

本業務は、「国民健康保険法の基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）」に基づき、県民一人ひとりの健康づくりをサポートする社会環境の整備を目指し、国民健康保険被保険者の日常生活の中で、生活習慣病の予防と健康づくりを促し、健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

また、本事業は、専門的知識や技術、人脈を持つ事業者に委託し、より高い事業効果を実現するために、公募による企画コンペにより委託先を選定する。

3 委託内容

「令和8年度（2026年度）熊本県国保ヘルスアップ支援事業（予防・健康づくり普及啓発）業務委託仕様書」のとおり

※契約時の仕様書は、企画コンペの結果に基づき、必要な変更を加えたものとする。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月24日（水）まで

5 委託限度額

16,500千円を上限とする。

上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税の額を含む。また、提案の目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

6 スケジュール（予定）

（1）公示（県庁HP）	令和8年5月27日（水）
（2）質問書提出期限	6月10日（水）17時締切

(3) 企画提案書提出期限	6月23日(火) 17時締切
(4) 審査会(プレゼンテーション)	7月1日(水)
(5) 審査会結果通知	審査会終了後、速やかに実施
(6) 契約内容協議・契約締結	審査会終了後、速やかに実施
(7) 委託終了(実績報告書提出)	令和9年3月24日(水)
(8) 検査	速やかに実施
(9) 支払い	請求書受理後30日以内

7 企画コンペ参加及び業務受託の資格要件

本事業を実施する者は、企画提案から実施に至るまで高度な企画力、演出力、実践力等を有するとともに、業務に必要な事務・手続きを迅速かつ効率的に行える万全の体制を備えていることが求められることから、原則として次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 熊本県の「物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿」の「広報・広告業務」又は「催事関係業務」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第161号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制下にないこと。
- (8) 熊本県内に本店又は支店等を設置している法人であること。
- (9) 仕様書の趣旨に則り、委託業務内容を遂行する能力を有しているとともに、県の施策等を十分理解し、本事業の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (10) 実施に必要なネットワークと情報、ノウハウを有していること。
- (11) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤と遂行体制を有すること。また、担当者を配置し、県との業務調整を円滑に行える体制が取れること。

8 企画コンペに係る質問

- (1) 質問方法：質問書（別紙様式1）をメールにて提出する。
※質問のメール送付後は県健康づくり推進課に確認の電話を入れること。
メールアドレス：kenkousuisin@pref.kumamoto.lg.jp
電話番号：096-333-2252
- (2) 提出期限：令和8年6月10日（水）午後5時必着
- (3) 質問に対する回答方法：質問者を匿名として県ホームページに掲載する。

9 企画提案書の提出

- (1) 提出方法
紙：持参又は郵送 ※郵送の場合は、必ず到着確認を行うこと。
データ：メール【kenkousuisin@pref.kumamoto.lg.jp】
- (2) 提出期限：令和8年6月23日（火）午後5時必着
- (3) 提出部数：各2部（原本1部＋写し1部）＋電子データ
- (4) 提出先：〒862-8570
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課
健康長寿・食育班 廣瀬、松下
- (5) 提出書類

番号	項目	様式等
1	企画提案書	表紙は別紙様式第2号。 ※原則としてA4判左綴じとし、書式、枚数等については自由とするが、内容は仕様に沿って簡潔・明瞭に記載すること。
2	事業者概要	別紙様式第3号
3	実施体制図	任意様式 ※業務責任者、担当者、一部業務を再委託する場合は再委託先等を明記すること。
4	業務スケジュール表	任意様式
5	概算経費見積書	別紙様式第4号
6	事業者の取組に関する申出書	別紙様式第5号
7	参考資料	必要に応じて提出すること

10 審査（プレゼンテーション）の開催及び委託候補者の選定方法等

提案書の内容等について、応募者によるプレゼンテーションを行ったうえで、選考委員がこれを評価し、委託候補者を決定する。

(1) 審査会の開催日等

- ア 日時：令和8年7月1日（水）（具体的な時間については、別途通知する。）
- イ 会場：熊本県健康福祉部会議室（予定）
- ウ 選定結果：文書で審査会に参加した応募者に通知する。

(2) 審査会について

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、企画提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、審査員は熊本県職員の中から選定する。

(3) 審査及び委託候補者の選定について

①書類審査の実施

企画提案書の提出後、速やかに、審査会の前に書類審査を行い、次の②の審査会に参加する応募者を選定する。この場合、選定の可否に関わらず、全ての応募者に書類審査の結果を通知する。

②審査会の開催

①の書類審査で合格した応募者が企画内容に関するプレゼンテーションを行い、審査会でこれを評価し、各選考委員が採点した得点の合計が最も高い企画提案者を委託候補者として選定する。同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。

なお、最上位の提案者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を契約候補者とする。また、各審査員の評価点は100点満点とし、各審査員の評価点の平均が50点に満たない場合は、不合格とする。

企画提案者が1者であっても、企画コンペを実施することとするが、平均が50点に満たない（不合格）場合は、委託候補者該当なしとして、再度公告のうえ、企画提案者を募集する。

※プレゼンテーションの際の入場者数については2名以内とし、20分間（説明15分、質疑応答5分）で審査を行う。なお、応募者数によってはプレゼンテーションの時間が短くなる場合がある。

※パソコン、プロジェクター、スクリーンは設置なし。

(4) 審査会の審査結果は、審査会に参加した応募者に文書で通知する。

(5) 審査基準は以下のとおりとする。

<審査基準>

分類	内 容
全体の コンセプト	(1) 健康無関心層へのアプローチ ・ SNS を効果的に使った普及啓発が工夫されているか ・ 30代～50代を主なターゲットとして工夫されているか
	(2) 自治体、関係機関・団体等との連携 ・ 啓発月間のイベント等の開催にあたって、自治体、関係機関等との連携が工夫されているか ・ ポスター、チラシ等の作成・配布にあたって、自治体、関係機関等との連携が工夫されているか。
	(3) パブリシティ効果 ・ 啓発月間のイベント等の開催にあたっては、テレビ、新聞等の報道で取り上げられるよう工夫されているか ・ その他、パブリシティ効果を高めるための工夫があるか ・ 適切な効果測定の方法が提案されているか
	(4) 行動変容につながる効果的な手法 ・ ナッジ理論の活用等により、対象者の行動変容につながるような工夫がなされているか
企画内容	(5) 健康づくりについての普及啓発 ・ 「健康増進普及月間」に合わせた普及啓発が工夫されているか ・ その他、食や運動等の健康づくりに関する普及啓発が工夫されているか
	(6) 睡眠に関する正しい知識についての普及啓発 ・ 「睡眠の日」に合わせた普及啓発が工夫されているか ・ その他、睡眠に関する普及啓発が工夫されているか
	(7) がん予防についての普及啓発 ・ 「がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間」に合わせた普及啓発が工夫されているか ・ その他、がん予防に関する普及啓発が工夫されているか
	(8) 骨折予防についての普及啓発 ・ 「転倒予防の日」等に合わせた普及啓発が工夫されているか ・ その他、骨折予防に関する普及啓発が工夫されているか
	(9) 糖尿病予防についての普及啓発 ・ 「糖尿病予防月間」に合わせた普及啓発が工夫されているか ・ その他、糖尿病予防に関する普及啓発が工夫されているか
	(10) 歯科保健についての普及啓発

	<ul style="list-style-type: none"> ・正しいむし歯予防対策や歯周病予防対策の時期や啓発媒体等、効果的な普及啓発が工夫されているか ・その他、歯科保健に関する普及啓発が工夫されているか
	<p>(11) 循環器病予防についての普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「脈の日」に合わせた普及啓発が工夫されているか ・その他、循環器病予防に関する普及啓発が工夫されているか
	<p>(12) 特定健診受診率向上のための普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康増進普及月間」及び「再受診勧奨時期」に合わせた特定健診受診率向上のための普及啓発が工夫されているか
	<p>(13) 適正服薬についての普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「薬と健康の週間」に合わせた普及啓発が工夫されているか ・その他、適正服薬に関する普及啓発が工夫されているか
効果測定	<p>(14) 適切な効果測定の方法が提案されているか</p>
体制	<p>(15) 委託業務の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託期間内に着実、迅速な業務遂行を行うことができる実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）となっているか ・事業を実施するのに十分な実績があるか
事業者の取組 (公告日現在)	<p>(16) 働く環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県ブライト企業の認定を受けている
	<p>(17) 多様な人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある
	<p>(18) 環境配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21の認証、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの参加等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある
	<p>(19) 事業者による地域経済の振興参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県渋滞パートナー登録制度へ登録していること
	<p>(20) その他持続可能な社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県SDGs登録制度に登録している ・パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録していること

1.1 委託事業者決定後の業務執行

- (1) この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第95

条第1項第1号の規定による単独随意契約とする。

- (2) 契約締結の際は、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、同条第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- (3) 委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払とする。
- (4) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、又は記載事項に疑義が生じた場合は県と協議することとする。

12 留意事項

- (1) 事業の実施においては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案通りの実施を保証するものではない。
- (2) 提出書類の作成・提出に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書及び審査経過については公表しない。
- (4) 企画提案書及び審査過程において、記載事項の虚偽や何らかの不正行為があると判断された場合には、選定後でも失格とする。
- (5) 企画提案書は、1事業者につき1件とする。
- (6) 企画コンペ参加申込書受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (7) その他詳細は、業務仕様書のとおりとする。